

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア2019開催等委託業務契約書(案)

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア開催実行委員会会長 松崎 達人 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次の業務 (以下「委託業務」という。)の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務の名称
いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア2019開催等委託業務
- (2) 委託業務の内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結の日から令和2年1月10日まで

(委託業務の遂行)

第2条 乙は、委託業務を甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も、同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

(委託料)

第3条 甲は、委託業務に要する費用 (以下「委託費」という。)として金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第4条 【契約時に適宜記載】

(再委託の制限)

第5条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(調査等)

第6条 甲は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め監査し、業務の実施について必要な指示を乙に与えることができる。

(委託業務の実績報告等)

第7条 乙は、委託業務が終了したとき (委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、委託事業の実績報告書 (別紙様式2) を令和2年年1月10日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第10条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書 (別紙様式3) を添付するものとする。

(適合の検査及び結果通知)

第8条 甲は、前条の規定により乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。

(瑕疵担保)

第9条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があった場合には、検査後1年間は、これを完全なもの引き替え、又は補償をしなければならない。

(委託料の支払)

- 第10条 甲は、前条に規定する委託費を、委託業務が終了し、第8条第1項の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙はその請求金額につき、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、事業実施のため必要があると認められる金額については、委託費の90パーセント以内の額を概算払することができる。
- 4 乙は、前項の概算払いを請求するときは、概算払請求書(別紙様式1)を甲に提出するものとする。

(秘密の保持)

- 第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

- 第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)第7条第2項及び第8条、栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)第12条第2項及び第3項、群馬県個人情報保護条例(平成12年群馬県条例第85号)第11条第2項及び第3項の規定及び、別記特約事項を遵守しなければならない。

(委託業務の中止等)

- 第13条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除したときは、第7条から第10条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

- 第14条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

- 第15条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は契約を解除し、委託料の全部又は一部を支払わないことができる。
- (1) 契約を履行しないとき、または履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約条項に違反したとき。
- (4) 組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下「暴力団員等」という)であると判明したとき。
- (5) 甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。
- 2 前項の規定による解除又は変更によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(著作権)

- 第16条 乙は、この業務委託にあたり製作した写真、映像、イラスト及び原稿等を、納品時に全て甲に引き渡すものとする。この際、当該写真、映像、イラスト及び原稿に関する著作権は、他印刷物等への再利用に係る権利を含めて乙から甲へ譲渡するものとする。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第17条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為(暴力団員等からの不当な要求行為)を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(一般的損害)

第18条 乙が委託業務に関して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも同様とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(債務不履行の場合の損害金)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(履行遅滞に対する遅延利息)

第20条 乙の責めに帰すべき事由により、第1条の期限までに成果品を納入できない場合には、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、委託料に対し、年2.7パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて得た額とする。

(履行不能の場合の措置)

第21条 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(裁判管轄)

第22条 この契約について訴訟等を行う場合は、水戸市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(信義則)

第23条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の処理)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア
開催実行委員会
会 長 松崎 達人

乙

(別記)

特約事項

1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 法人情報等の収集の制限

委託事業を処理するため法人情報等を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 守秘義務

委託事業の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

概算払請求書

年 月 日

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア開催実行委員会
会長 松崎 達人 あて(受託者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名印

印

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア2019開催等委託業務の
委託料に係る概算払請求について

このことについて、下記のとおり請求します。

記

1 金 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関		
振 替 口 座	預金種別	普通・当座・その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

(振込先金融機関は郵便局以外の金融機関を指定願います。)

3 概算払を必要とする理由

年 月 日

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県
観光物産フェア開催実行委員会
会 長 松崎 達人 殿

(受託者)
所 在 地
商号又は名称
代表者氏名印

印

実 績 報 告 書

令和元年 月 日付けで契約した「いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア2019開催等委託業務」について、下記のとおり事業が完了したので、原契約書第7条の規定により報告します。

記

1 委託期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 委託費

金 _____ 円

3 成果品

事業実施報告書 (仕様書6による)

別紙様式3

概 算 払 精 算 書

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県
 観光物産フェア開催実行委員会
 会長 松崎 達人 殿

印

概 算 額		円
-------	--	---

精 算 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十		円
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---

差 引 金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十		円
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---

上記のとおり証拠書類を添えて精算します。

令和 年 月 日

(お願い 太線の中を記入して下さい)
 年 月 日までに精算して下さい。

受理日付印	精 算	会 長	課 員	担 当
	審 査	事務局長		

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア開催実行委員会

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア 2019 開催委託業務仕様書

1 委託業務名

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア 2019 開催委託業務

2 イベント開催概要

(1) 開催趣旨

本事業は、三県及び三行の連携により、北関東三県の観光や食などに関するフェアを東京都内で開催することにより、三県の観光地域の魅力を広くアピールし、観光誘客及び特産品の販路拡大を促進する。

(2) 日時及び会場等

①名称：おいでよ！北関東！いばらき・とちぎ・ぐんまフェア 2019

②主催：いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア開催実行委員会
(茨城県, 栃木県, 群馬県, 常陽銀行, 足利銀行, 群馬銀行)

③日時：令和元年9月28日(土)10時30分～17時30分
29日(日)10時00分～17時00分

④会場：東京スカイツリータウン 4階スカイアリーナ (東京都墨田区押上1-1-2)

⑤会場予約状況：主催者において、上記期間内の同会場を予約済

(3) イベントの構成(想定)

①観光PRブース(市町村等による観光PR, 体験ワークショップ等)

②飲食・物販(グルメ等の飲食及び特産品の販売)

③ステージイベント(観光大使・著名人等を活用した観光PR, 伝統芸能, パフォーマンス等)

3 委託業務内容(全体)

(1) イベントの企画・調整

①企画

- ・三県の観光や食などの魅力を十分に伝えるとともに、集客や情報発信の観点から効果的な企画を提案し遂行すること。
- ・三県それぞれの地域特性を生かしつつ、一体的なイベントとなるようレイアウトを行うこと。
- ・抽選会やスタンプラリー, ノベルティ配布の実施など、来場者の回遊性・満足度向上と販売促進の仕組みを工夫すること。

②調整

- ・出演者, 出展者, 会場, 関係官公署, マスコミ等の関係者に対して、主催者側が主に行う場合を除き、原則、当該イベント開催に係る調整の一切を行うこと。

(2) イベントの運営(設営・本番・撤去)

①本番運営

- ・十分な人員を配置し、来場者, 出展者, 出演者に対し、会場内の安全確保に努

めること。

- ・主催者と連携・協力し、円滑な運営に当たること。

②設営・準備・撤去

- ・綿密な計画と十分な人員の配置により、余裕を持って作業を行うこと。
- ・消防や食品衛生など必要な検査・手続に対し、適切に対応すること。
- ・イベント内容や出展者の情報など、来場者向けに適切な案内表示を行うこと。
- ・なお、イベント内容などの基本的な情報発信については、会場に多く来場する外国人観光客にも配慮すること。

(3) 広報

- ・鉄道及び駅を活用した事前広報など、一般来場者の集客に効果のある広報を提案・計画し、広報すること。
- ・ポスター（B 2，200 枚以上）及びチラシ（A 4，両面カラー，8,000 枚以上）を制作し、主催者の指定する送付先に送付すること。（茨城・栃木・群馬県内各 2 か所及び東京都内 4 か所の計 10 か所）
- ・会場施設等の広報媒体と連携し、十分な告知を行うとともに、随時、情報の更新を行うこと。
- ・イベント期間中、会場内外での呼び込みを行うなど、来場者の確保に努めること。
- ・また、イベント後において、各県への誘客につながるような情報発信を行うこと。

(4) 事務局運営

- ・主催者側との連携を密にし、円滑な運営に努めること。
- ・出展者募集要項及び各種マニュアルの作成並びに関係各所への諸手続を行うこと。
- ・出展者や関係者との調整に対し真摯に取り組むこと。
- ・飲食・物販に係る出展者説明会を開催すること。

4 委託業務内容（個別）

(1) ブース出展について

- ・三県の地域性・特性を生かしつつ、会場の一体性や視認性、来場者の回遊性に配慮した各ブースの仕様及び配置に努めること。
- ・出展ブースの種別は、三県の県・市町村等による「観光PR」と物産事業者等による「飲食・物販」に大別する。
- ・「観光PR」ブースは7ブース程度とし、三県共通企画、参加者が体験できる各県のワークショップ及び各県のPRブースとする。
- ・三県共通企画として、地ビールやブランド牛の飲み比べ・食べ比べ及び各県の絶景等を活用した記念撮影コーナー（大日本印刷（株）のシェアリングボックス等）を想定している。
- ・「飲食・物販」ブースは合計で36事業者程度とし、各ブースの大きさは、幅2.7m程度×奥行1.8m程度とし、半数以上は、ガスを使用できるようにすること。
- ・出展者募集については、主催者から市町村及び物産事業者等に対し依頼するが、その後のとりまとめや問い合わせ対応は、すべて受託者が行うこと。

- ・それぞれのブースには、電気コンセント（100V・2口）及び出展者用の椅子（2脚程度）、長テーブル（2台程度）を用意すること。
- (2) ステージイベントについて
- ・来場者からの見通しが良い位置に、ステージ（幅 5.4m×奥行 3.6m 程度）を設置すること。また、ステージイベントの運営上必要なテント、音響装置、マイク、椅子、テーブル等を設置すること。
 - ・各県の観光大使やご当地キャラ、著名人等によるパフォーマンスや観光PR、クイズ大会、トークイベント等について、スケジュール割り及び内容を提案すること。なお、具体的な出演調整は、主催者と連携しながら行うこと。なお、出演者の報酬・交通費等については、原則として受託者負担とすること。
 - ・開催初日の開会前にオープニングセレモニーを開催すること（15分程度）。なお、会場の隣接地に出席者用の控室及び湯茶を用意すること。
- (3) イベント全体について
- ・会場内に事務局等を設置し、イベントの進行及び来場者の相談、報道等の対応をすること。
 - ・会場内の消防や衛生管理、夜間の照明、盗難防止対策などの必要な手続きを行うとともに、来場者及び出展者の安全確保を行うこと。
 - ・当日の来場者数は1時間毎に集計し、主催者の求めに応じて報告すること。
 - ・来場者アンケートを実施し、とりまとめ・分析・評価のうえ、報告すること。アンケート回答者への特典を設けるなど、開催期間中に400サンプル以上を得ること。なお、アンケート実施に必要なノベルティ等は主催者が用意する。
 - ・出展者アンケートを実施し、とりまとめ・分析・評価のうえ、報告すること。

5 留意事項

(1) 業務体制

- ・本事業に関わる責任者及び担当者については、本事業の趣旨・内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識、能力、経験を有する人員を配置し、出展者調整やオープニングセレモニー、広報など役割ごとの担当者を明確にすること。
- ・工程管理を徹底するため、主催者との打ち合わせを密に行うこと。
- ・仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、双方協議の上、決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

(2) 著作権

- ・委託事業の実施に伴う著作権の権利は、主催者に帰属するものとする。
- ・印刷物、看板、サイン等で使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は、可能な限り避けること。また、これらについて使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び、事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

6 成果品

事業実施報告書

- ①収支報告書（別添参考様式）
 - ②実施概要
 - ③出展者・出演者・参加者一覧
 - ④制作物一覧
 - ⑤来場者アンケート結果
 - ⑥出展者アンケート結果
 - ⑦写真記録（会場内風景，各出展ブース，オープニングセレモニー等）
 - ⑧その他主催者が必要と認める項目
- (1) 印刷物（A4縦，左綴じカラー印刷） 6部
- (2) 電子媒体（CD-RまたはDVD-R） 6部

(参考様式)

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア 2019 開催業務委託 収支報告書

1 収入	委託費
	その他
	合計
2 支出	〇〇費
	印刷製本費
	保険料など
	合計

(内訳書を添付すること)